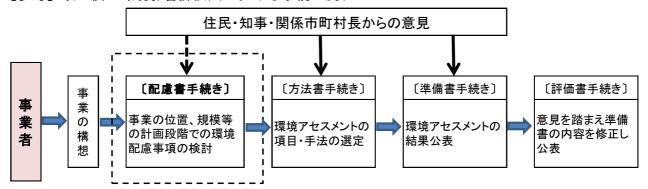
計画段階環境配慮書手続について

1. 計画段階環境配慮書手続とは

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行う「計画段階環境配慮書」を作成・公表し、意見聴取を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続であり、環境影響評価法の改正により平成25年4月1日から導入された。

【参考】改正後の環境影響評価法における手続の流れ



2. 計画段階環境配慮書の具体的な内容

(1)複数案の設定

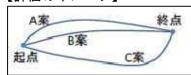
「事業の位置・規模」又は「建造物等の構造・配置」に関する複数案を設定することを基本とする。 (複数案を設定できない場合は理由を明記)

(2)調査・予測・評価

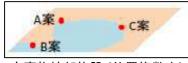
- ① 配慮事項の選定:重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定
- ② 調査:原則として既存資料により、環境要素や自然的・社会的な状況を調査
- ③ 予測:事業による影響を可能な限り定量的に予測
- ④ 評価:複数案における重大な環境影響の比較整理により評価

(単一案の場合、その計画が重大な環境影響の回避・低減を図っているか評価)

【評価のイメージ】



道路(ルート複数案)



廃棄物焼却施設(位置複数案)

評価指標	評価の視点	Α案	B案	C案
被影響対象まで の距離	近接する住居に対する 隔離距離が大きいこと	20m	40m	80m
被影響対象と なる数や量	影響範囲内にある住居の 戸数が少ないこと	300 戸	100 戸	500 戸
被影響対象での 騒音レベル	近接する住居における 騒音レベルが小さいこと	62dB	59dB	57dB
重要種に対する 影響	影響を受ける重要種の数 が少ないこと	影響小	影響大	影響中
主要な眺望景観 主要な眺望点からの眺望に対する影響 景観の変化が少ないこと		変化なし	1箇所で 変化	3箇所で 変化

3 都道府県の状況 (H27.6 環境省調査)

P	即是的朱沙 人说(1121:0 朱光日阴王)				
	区 分	都道府県数	備考		
	導入済	2 2	条例:北海道、茨城、東京、福井、愛知、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、 島根、山口、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄 要綱:埼玉、千葉、静岡		
	導入予定	1	条例:熊本(H28.4.1)		
	導入	2 3			
	検討中	1 3	福島、栃木、群馬、新潟、富山、石川、山梨、長野、和歌山、岡山、広島、 宮崎、鹿児島		
	導入しない予定	1 1	青森、岩手、宮城、秋田、山形、神奈川、岐阜、三重、大阪、愛媛、高知		
	計	4 7			